

平成16年10月29日

京都市消費者保護審議会
会長 野村秀和様

検討委員会 松岡久和（苦情処理部会長）
岩崎文子（同部会委員）
木内哲郎（同部会委員）

罰則検討委員会報告書

平成16年7月27日、京都市消費者保護審議会から、京都市消費者保護条例（以下「条例」という。）に罰則規定を置くべきかどうかについて、検討委員会を設け、検討するよう要請を受けました。同委員会において検討を重ねた結果、下記の見解をとりまとめましたので、報告します。

記

1 結論

- （1）現時点では、条例に罰則規定を置かず、特定商取引に関する法律等（以下「特商法等」という。）の現行の罰則規定に当てはまると見られる場合に、警察に告発するなど罰則規定の積極的な活用を図るべきである。
- （2）悪質商法及び悪質業者についての情報の提供及び公表をこれまで以上に積極的に行うことにより、消費者被害の発生防止に努めるべきである。

2 理由

- （1）条例において罰則規定の対象となりうるのは条例第9条第2号に規定する不当取引であるが、パブリックコメントで条例に追加すべきと提案された不当取引行為（報告資料1）を含めて、これら不当取引の大半は、すでに特商法等の罰則規定の対象となっており（報告資料2参照）、しかも、条例で定めることができる刑罰（2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料）よりも重い刑罰がすでに定められている。したがって、これらの行為について、あえて条例で罰則規定を置く必要性はない。

- (2) 次に、条例第9条各号に規定する不当取引およびパブリックコメントで条例に追加すべきと提案された不当取引のうち、特商法等の罰則規定の対象となっていない行為類型について、条例で独自の罰則規定を置くことが問題となる。その当否の判断には、条例で罰則規定を置くことの必要性・法技術的な可能性・妥当性を検討しなければならない。
- (a) 特商法等によってすでにかかなりの広範囲にわたって契約締結時の行為規制が罰則付で行われているにもかかわらず、消費者被害はむしろ増えつつあり、また、契約内容の不当性については、罰則による法規制は不十分であることに鑑みると、委員会は、条例に罰則規定を設けて消費者保護の実効性を図る必要性について、検討する余地はあるものとする。
- (b) しかし、条例に罰則を置くことには、法技術的に相当の困難がある。法律で罰則規定を置いていない行為についてあえて条例で罰則規定を置こうとするのであれば、京都市に固有の罰則規定を置く必要性を根拠付ける社会的又は経済的な事実があることが必要となる。しかし、地域に限られない全国的な消費者被害の性格を考えると、そのような固有の必要性は容易には肯定しにくい。むしろ、立法による罰則の新設や強化を国に働きかけるのが正論であろう。
- (c) 仮にこのような問題を克服できるとしても、罪刑法定主義の要請から、刑事罰の対象となる行為は、条例で構成要件を疑念が生じないよう明確に定める必要がある。そのためには、現在規則で規定されている不当行為等の具体的類型を条例に移して明確に規定する必要がある。たしかに、市長の改善命令に対する累次の違反をもって構成要件とすることで、明確性の要件を充たすことは考えられる。しかし、改善命令の根拠となる違法・不当な行為の種類と性格を考慮せずに一律に罰則で対処することは、罪刑均衡の原則から問題である。結局は、違法な行為を条例本体で明確に規定しなければならないことになる。そのような行為を十分な根拠と明確な要件設定をもって条例に規定するには、相当時間をかけた慎重な検討を要することになる。
- (3) むしろ、苦情の処理、情報の提供、指導、勧告、公表等行政上の措置を有効に機能させる体制を整備し、被害を受けた消費者を速やかに救済するとともに、被害の発生を防止するため消費者に対し悪質商法の手口やその対処法について周知徹底を図るためのノウハウを蓄積する方に努力を傾注する方が、政策的にはより妥当であると考えられる。

3 補足

大半の事業者は、氏名等の公表による社会的な制裁を恐れているため、京都市の指導があれば、それに従っている。しかし、不当取引に関する

相談が増加傾向にある状況からすれば、不当取引による被害の救済及び防止を図るため、悪質業者に対する指導にとどまらず、他の行政上の措置を積極的に講じることも検討していくべきである。そこで、2（3）で挙げた行政上の措置をより有効に機能させるため、今回の条例改正においては、悪質業者に対する指導及び勧告に併せ、悪質商法の手口を速やかに消費者に情報提供するなど、迅速な情報提供や公表を可能とする具体的なシステムを整備するべきである。